その他告示

○内閣府告示第三十一号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和五年内閣府告示第百二十六号の一部を次のように改正し、公示の日から適用する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分	一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分
番号 / 名称 / 区域	番号 / 名称 / 区域
［略］	［同上］
六十二 / 後方支援学校、航空装備研究所土浦支所 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町	六十二 / 武器学校、航空装備研究所土浦支所 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
六十三 / 後方支援学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町	六十三 / 武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
［略］	［同上］
八十七 / 補給本部 / 東京都北区、東京都板橋区	八十七 / 補給統制本部 / 東京都北区、東京都板橋区
［略］	［同上］
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府告示第三十二号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第九十一号の一部を次のように改正し、公示の日から適用する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

第一号の表中番号七の項の区域　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）

○総務省告示第百六十二号

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第二十四号）の施行に伴い、令和五年総務省告示第百五十六号（総務大臣の権限又は事務を総合通信局長等に委任する件）の一部を次のように改正し、公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正